

・ 典拠資料のインボイスについて

原産地証明書の証明文言は、「関連インボイスならびに他の裏付け資料に基づいて原産地を証明する」となっており、本来はインボイス以外にも輸出申告書、船荷証券、商品製造者の製造証明書といった典拠資料が必要です。

しかし、申請者の便宜を図るため実務的にはインボイスを唯一の典拠資料として原産地証明書を発給しています。このため、インボイスが適正に作成されていない場合には、原産地証明書の発給をお断りせざるを得ません。典拠資料のインボイスについては、特に次の事項にご注意ください。

※コマーシャル・インボイスであること

コマーシャル・インボイス(商業インボイス)であることが必要です(Proforma invoice、Custom's invoice、Consular invoice等は典拠資料になりません)。輸出の確定が原産地証明書発給の条件ですので、船積事項の詳細や商品の総数量等が確定したところで作成してください。